

## 被災市町村等からの事務手続きの緩和・簡素化等の要請

### 1. 災害復旧・復興事業関係

- (1) 災害復旧事業は各省、復興事業は復興庁と担当が分かれているために、同一内容の協議を別々に行わざるを得ず、また、同じ個所で実施している事業についても、事業ごとに工事の監理や補助事業の申請等が必要となるなど複雑化している。これを解決するために、災害復旧事業と復興事業に係る補助金及び協議省庁の一元化を図ること。 【通し番号1】
- (2) 災害復旧事業
- ① 災害復旧事業は最長3ヵ年とされているが、膨大な事業量がある中で、施工業者の絶対量の不足や資材の調達もままならない状況となっていることから、事業期間の延長を図ること。 【2】
  - ② 一つの事業に係る経費に対して、国庫補助金、一般会計繰出金、起債等複数の財源においてそれぞれ申請手続きを行っていることから、申請先及び申請様式の一本化を図ること。 【3】
  - ③ 実績報告書に添付する変更設計書には、変更概要書、工事内訳書及び変更図面があれば、補助金交付申請額との比較及び実績額も確定できることから、添付する書類から設計書の代価表、数量計算書を省略すること。 【4】
- (3) 用地の取得等に係る特別措置等
- ① 復旧・復興事業の円滑な推進のため、安定的な土地価格の形成のほか、所有者不明の土地については、土地の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与し、被災市町村が適切に管理を行えるようにするなどの措置を講じること。 【5】
  - ② 防災集団移転促進事業については、土地収用制度による用地取得が可能となるよう収用適格事業化するとともに、移転促進区域内の土地の買取りについては、山林及び原野等を含む全ての土地を対象とすること。 【6】
  - ③ 任意取得が困難な土地を早期に取得できるよう、土地収用法に規定する事業認定手続においても、都市計画法と同様に、都市計画の認可を受けた場合は事業認定を省略できるよう、手続きの簡素化を図ること。 【7】
  - ④ 災害公営住宅の整備に伴う用地取得を迅速に進めるため、国土調査

実施済み地区においては、公簿面積での買取りを可能とすること。【8】

- ⑤ 法務局の復興事業に対する理解が乏しく、登記業務において事務の流れや関係法律の運用が平時と同様になっているため、膨大な事務量と人員不足の中、多大な時間を要することとなっている。復興事業の加速化、早期復興のため、登記業務の弾力的な対応を図ること。

【例】 土地区画整理事業において、権利変換が行われ権利の整理が行われるにもかかわらず、事業地区内で公図上欠落し、現地でも確認できない土地を確定したうえで公図訂正しなければならないなど、プロセスが重視され、復興事業においても通常通りの事務取扱となっており、事業進捗の支障となっている。土地の整理や高台移転など復興事業を早期に着工させるため、登記業務の弾力化及び関連事務の簡素化を図ること。 【9】

#### (4) 土地区画整理事業、防災集団移転促進事業

- ① 早期に防災集団移転用の宅地を供給するため、土地区画整理事業において、土壤汚染対策法第4条の届出に要する地権者全員の同意書添付の義務付けを緩和すること。 【10】
- ② 防災集団移転促進事業等に伴う敷地造成や道路の付け替えなどの公共工事に当たっては、採石法に基づく岩石採取計画の協議が、短期間に相当数行われることが見込まれることから、円滑な工事施行及び事務量の低減のため、協議の簡略化を図ること。 【11】

#### (5) 土地利用

- ① 復興事業に係る土地利用の転換・再編については、復興特区法において復興整備計画を作成することでワンストップ処理を可能とすることとされたが、復興整備協会の設置や規制権限者の合意が必要であり、事務負担の軽減の効果が小さいことから、特例として実施自治体への権限移譲を行うこと。 【12】
- ② 被災者の円滑な住宅移転を促進する観点から、農地法施行規則の農地転用の制限の例外規定に市町村が行う住宅再建に係る復興整備事業を対象とし、農地法の規定による許可を受けずに農地を取得できるようにすること。 【13】
- ③ 東日本大震災復興交付金において、特定市町村が被災農業者等への貸与を目的に整備する乾燥調製施設、水稻育苗施設、農機具格納庫等の被災地域の農業生産活動の再開に必要な建築物の建築については、開発許可を不要とすること。

また、これらの被災地域の農業生産活動の再開に必要な建築物の建築について、農地法第4条第1項又は第5条第1項若しくは農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく許可を不要とすること。

さらに、東日本大震災農業生産対策交付金においても、これらの被災地域の農業生産活動の再開に必要な建築物の建築について、同様の取扱いを図ること。 【14】

④ 住宅再建に向けた宅地造成等について、復興計画の実施に必要な都市計画法、農業振興地域整備法及び森林法等に係る手続きが市町村中心に行うことができるよう一本化し、土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組みを構築すること。 【15】

⑤ ほ場整備に係る工事着手に際しては地権者の同意が必要となるが、農地が数次にわたる複雑な相続が発生しているため、戸籍関係調査から法定相続人の確知までに膨大な作業量と時間を要すること、さらに、法定相続人が複数となり、遺産分割協議など相続人の中での協議が成立するまでにさらなる時間を要することから、相続財産管理制度による相続財産管理人選任の要件の緩和及び供託制度の活用が行えるようにすること。 【16】

#### (6) 災害査定等

① 災害査定において、多種多様で詳細な資料を求められ、時間と労力を要し、迅速な対応ができなかったことから、資料の簡素化、様式の統一など査定事務の簡略化を図ること。

また、被災規模に見合った査定期間を設定すること。 【17】

② 災害復旧は原状回復が原則であるが、耐震性に乏しいなど、原状回復のみでは効果的な施工ができない場合があるため、原形復旧にとらわれすぎない柔軟な運用を行うこと。 【18】

③ 農業用排水施設の災害復旧事業の査定において、現在では使用されていないような材料を使用するよう指摘された一方、新材利用を認められた箇所もあるなど、査定官により判断基準が異なっていたため、査定基準の明確化を図ること。

また、即時対応が必要な災害復旧について、構造物の新設当時の資料がない場合等においては、構造計算資料の提示を不要とすることについて検討すること。 【19】

④ 補助事業費については、当初は査定設計書の8割程度の額を一律補助

- し、復旧完了後に精算する方式も可能とすること。 【20】
- (7) 園芸用施設について、形状や内容により建築確認の要否の判断に苦慮し、判断が長引く場合があることから、社団法人日本施設園芸協会作成の園芸用施設安全構造基準（暫定基準）を明確化し、これを安全基準として使用すること。 【21】

## 2. 予算・財政、計画等関係

### (1) 復興交付金関係

- ① 復興交付金の効果促進事業については、制度要綱において基幹事業の35%が事業費の上限とされているために、35%に収めるべく事業の縮小や優先順位の劣後する基幹事業を積み上げるなど無理が生じている。基幹事業が少額であるなどの特別の事情がある場合には弾力的な対応が認められているところであるが、現地の様々な実情に応じて、さらなる弾力的な対応ができるようにすること。 【22】
- ② 復興交付金の事業管理については、今後も管理業務の増加が見込まれることから、事業ごとの交付金の配分・管理を年度ごとではなく一括管理することができるようにすること。
- また、同交付金の配分額の決定時期については、市町村議会対応に配慮した時期とすること。 【23】
- ③ 復興交付金の申請に当たっては、省庁ごとに異なる交付申請や完了実績報告書等を要するため、申請事務が非効率・複雑となっていることから、書類の作成・提出方法等を統一すること。 【24】
- ④ 復興交付金を活用した災害公営住宅の建設に当たっては、防災拠点施設整備、コミュニティ施設整備等の併設など一体的な整備が行えないため、個別申請により事業認可された場合でも個々の事業施行とする必要があるなど事業の進捗が非効率となっていることから、一体的な整備、一括申請ができるようにすること。 【25】
- ⑤ 防災集団移転促進事業と災害公営住宅整備事業の併設箇所においては、事業ごとの許可申請に係る事務処理の合理化を図るため、一体的な整備における一括申請事務処理が可能となるよう簡素化を図ること。また、一体的な整備に当たって、一部変更等の事業間調整を要する場合には、変更申請事務処理が生じることから、事業区域確定後の変更申請で事務処理が可能となるよう事務の簡素化を図ること。 【26】
- ⑥ 復興交付金事業計画においては、県事業を交付金事業として実施する

場合、事業を実施する市町村の事業計画に必ず位置づける必要があり、調整に時間がかかることから、関係市町村が認めた場合においては、特定都道府県単独でも事業計画の作成を可能とするなど柔軟な制度運用ができるようにすること。

また、市町村と県の共同作成の事業計画が認定された場合、それ以降、市町村のみ事業を申請する際にも連名での申請が必要となり、事務が増加することから、市町村単独で事業の申請ができるようすること。【27】

(2) 災害復旧・復興の事業期間については、完了までに3ヶ年以上を要すると見込まれ、その事務量が膨大であることから、繰越・事故繰越等に係る事務の簡素化を図ること。

併せて、事故繰越の要件緩和、複数回の承認を可能とすること。【28】

(3) 補助金申請

① 災害復旧事業において、激甚災害に指定された地域では補助率の嵩上げが可能となるが、被災施設に関する被災者全員の被災地番を連記するものや、字切図と呼ばれる被災状況を地番ごとに作成するものがあるなど、その申請手続きに時間を要することから、補助率増嵩に伴う申請手続きの簡素化を図ること。

また、災害廃棄物処理事業における補助金については、査定を受けた後で事業内容が変更になる場合があり、事業内容を変更した場合、変更分が認められなかったり、認められても煩雑な手続きを求められるなど過大な負担がかかっていることから、申請手続きの簡素化を図ること。

さらに、がけ地近接等危険住宅移転事業及び防災集団移転促進事業について、補助金等交付前の手続きが複雑なことから、補助金等交付事務の簡素化を図ること。【29】

② 災害復旧事業に係る国庫補助金については、災害査定関連事務に相当な時間を費やしたが、その一方で震災復興特別交付税により財源が確保できることになり、災害査定関連事務は必要でなくなったことがあった。国庫補助金、震災復興特別交付税等の制度に係る省庁間の連携を図ること。【30】

③ 東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険税の減免及び一部負担金の免除に対する国庫補助が「国民健康保険（組合）災害臨時特例補助金」及び「特別調整交付金」（8割：2割）に分かれているため、申請・精算事務が複雑であることから、国庫補助制度の一本化を図ること。【31】

- (4) 会計検査院の複数の部署から短期間に複数の会計検査を受け、検査の重複もあったことから、会計検査の実施時期や検査視点、検査方法等を十分に調整すること。【32】
- (5) 「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」による地方債の発行期間の特例について、市町村建設計画の事業内容等の変更を行わない場合は、市町村建設計画の変更を要せずに特例の適用を可能とすること。【33】
- (6) 復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の策定等において、事前協議等に係る手続き（資料作成、データの提供等）のさらなる簡素化を図ること。【34】
- (7) 被災市町村においては、災害復興計画の実行、住宅再建、産業復興、放射線影響対策など復興に係る事務が最優先とされていることから、地方分権改革に係る第3次一括法の施行に当たっては、被災市町村の意向に基づき、権限移譲の施行期日を延長するなど柔軟な対応を図ること。
- また、第1次一括法及び第2次一括法において既に権限移譲されている都道府県の事務についても、県による代行など弾力的な運用を可能とすること。【35】

### 3. 調査等の簡素化

- (1) 震災復興特別交付税の調書作成に当たっては、災害復旧事業の契約額の把握や適債性等に係る膨大な精査を行う必要があることから、調書の作成期間を十分に確保すること。【36】
- (2) 平成 23 年度地方財政調査状況調査から、東日本大震災対策経費における復旧・復興事業、緊急防災・減災事業に係る調査票が追加され、被災団体の事務量が増大したことから、これら追加帳票に係る事務を簡略化すること。【37】
- (3) 「過年発生災害復旧事業の再調査要綱」により、災害再調査を災害のあった日から3年目に行うこととなっているが、再調査に人員を割かれることにより、さらに復旧が遅れることが想定されることから、再調査時期の延期を行うこと。【38】
- (4) 緊急雇用創出基金事業
- ① 雇用実績に係る調査においては、事業開始時期にのみ大幅な雇用人数等の変化が見込まれ、その後は大幅な変更は生じていないこと等から、調査を毎月から3ヶ月ごととすること。

また、年度末までの実績報告書の提出が必要となっているが、多くの事業が年度末まで実施しており、事業終了直後に事業費を確定することは負担が大きいことから、提出期限を延長すること。

さらに、実績報告書では、規定の様式以外に根拠資料の提出が求められるが、類似する書類があることから、提出書類の簡素化を図ること。

【39】

- (5) 介護保険要介護認定における認定調査について、介護を必要とする高齢者の急増に加え、原発避難者特例法に基づく避難者の認定事務も行っていることから、新規申請の対応に遅れが出ている状況にかんがみ、新規申請を居宅介護支援事業所等に委託できるようにすること。

また、要支援から要介護への変更申請については新規扱いとせず、区分変更での対応を可能とすること。

【40】

- (6) 激甚災害発生から復旧完了までの期間は、国等からの調査を精査し、調査件数の縮減を図ること。

【41】

#### 4. 被災者支援関係

- (1) 被災自治体については、速やかな被災者支援を実施するため、り災証明書等の添付を不要とするなど、一層の事務の簡素化を図ること。

【42】

- (2) 中小企業支援補助事業等の申請に、機械設備等のり災証明書が必要となることから、住家以外の設備等に係る被害認定基準の明確化を図ること。

【43】

- (3) 被災者台帳、罹災証明発行手続き、危険建築物判定情報等災害に係る管理システムが各市町村独自のシステムにより管理しているため、情報を一元化する際に国や県より求められる資料の作成が市町村の大きな負担となっていることから、災害に係る情報管理システムの統一を図ること。

【44】

- (4) 現在の全国避難者情報システムは、情報の伝達・反映に時間がかかり、また業務負担も大きいことから、避難元及び避難先自治体が直接アクセスできるデータシステムの構築を図ること。

【45】

- (5) 被災者が市町村間を異動する場合、災害救助法及び被災者生活再建支援法に基づく各種事業の利用状況を確認する作業が市町村にとって大きな事務負担になっていることから、利用記録を把握できる全国共通の被災者カード（仮称）及び電算システムの導入を図ること。

【46】

- (6) 災害関連死について、認定に携わる被災市町村の事務負担を軽減する

ために、災害弔慰金の支給に必要な提出書類等を含めた認定基準を定めること。 【47】

(7) 災害援護資金貸付金の回収は、相当の困難が予想されることから、国において当該債権の専門回収機構等を設置し、債権回収を実施すること。

また、当該貸付金に係る債権の消滅を市町村が適当と判断した場合は、国も市町村の判断を尊重する仕組みを作ること。 【48】

(8) 国民健康保険、後期高齢者医療制度における自己負担金の還付について、申請者が領収書を紛失した場合、市町村は支払いの確認作業に多大な労力を払うことから、申請方式ではなく、診療報酬点数のみに基づき職権で行えるよう改善を図ること。 【49】

(9) 民間賃貸住宅の応急借上げ住宅については、1年のみの延長では貸主等から再契約の理解が得られないことが懸念されるため、最低2年単位で延長すること。

さらに、再契約時の事務負担軽減のため、現物給付ではなく金銭給付（家賃補助制度など）を導入する等の措置を講じること。 【50】

## 5. 原子力災害・除染・廃棄物処理関係

(1) 原子力災害に係る国の指針や基準が迅速かつ明確に示されれば、住民対応をはじめとする市町村の事務を円滑に進めることができるため、これらを明確にすること。 【51】

(2) 除染対策事業交付金により実施する除染は、全て県と協議を行っているが、国が具体的な除染方法や詳細な基準を示していないため、県の裁量で除染方法等に関する判断をするのが難しく、国と事前協議を要する等迅速な除染が出来ない状況となっていることから、ガイドラインにおいて具体的な除染方法や詳細な基準を示すこと。

また、除染対策事業交付金の執行に係る除染方法や費用の使途等に係る裁量を全て県に移管すること。 【52】

(3) 8,000 ベクレル以下の放射性物質汚染廃棄物について、市町村が主体となり処分を行うことは、仮設焼却場の設置や住民の理解を得るために放射性物質の焼却・焼却灰の処理方法等の住民説明会の実施など膨大な事務量が想定されることから、8,000 ベクレルを超える指定廃棄物と同様に国、県が主体となり早期に処分を行うこと。 【53】



## 6. 人的支援体制の整備

- (1) 被災市町村への中長期的な職員派遣等の人的支援体制の強化を図ること。  
また、宿舎の確保等、派遣職員の受入れに係る準備には時間を要するため、派遣申出から派遣決定までの期間の短縮に努めること。 【54】
- (2) 宿舎の確保、派遣協定に係る手続、各種旅費等の支払い、人件費等の負担金清算事務等、職員派遣に係る調整事務は負担が大きいことから、これらの事務を主に国又は県が行う枠組みを創設すること。 【55】
- (3) 中長期的な職員派遣に係る費用については、派遣元市区町村に対して国が直接費用を交付できるようにすること。 【56】
- (4) 各省庁が行う人的支援について、全体調整の窓口を一本化すること。 【57】
- (5) 被災市町村の復興計画に基づいた事業の実施に係る専門的知識や技能を有する技術系職員、埋蔵文化財専門職員、原子力災害の専門家など、国等関係機関による継続した人的支援の強化を図ること。 【58】
- (6) 自治体元職員の採用については、県において一元的に任期付職員として採用の上、被災市町村へ派遣すること。 【59】